

平成 21 年 4 月 15 日

各 位

当行元行員の逮捕に係るコメント

本日、郡山警察署から、当行が平成 20 年 4 月 18 日(金)に告訴した当行の元行員を逮捕したとの連絡がありました。

このことに対する当行のコメントについて、下記のとおりお知らせします。

記

1. 当行のコメント

本日、郡山警察署から当行の元行員を逮捕したとのご連絡をいただきました。

当行といたしましては、今回の件につきましてはお客さまに対して大変ご迷惑をおかけし、改めて深くお詫び申し上げます。

当行は、二度とこのような事態を発生させぬよう、再発防止策を策定しこれを厳格に実行しておりますが、今後とも尚一層再発防止に向け努力してまいります。また、コンプライアンスの徹底をさらに重視し職員教育を徹底することにより、皆さまからの信頼回復に全力で取り組んでまいります。

2. 逮捕された元行員

(1)氏 名：岡 部 哲 也（おかべ てつや、50 才）

(2)逮捕容疑：業務上横領

(3)当行勤務：昭和 58 年 4 月入行、平成 20 年 2 月 15 日懲戒解雇(勤続 24 年 10 か月)

(4)懲戒解雇時の役職：石川支店支店長代理

3. 再発防止策

(1)「法令やルールの厳格な遵守」を行動の基本として、内部管理態勢の整備・強化に努めております。

(2)コンプライアンスに対する意識を高め、これを厳格に遵守するよう、職員に対し、教育・研修を徹底しております。

(3) 当行では、当行職員が訪問先または営業店窓口でお客さまから「現金、通帳、証書、払戻請求書等」をお預かりする場合には、どの様な場合でも当行所定の「受取書」、「預り証」を発行しております。また、この事を公表しております。

以 上

(ご参考)

事件の概要

項 目	平成 20 年 2 月 15 日(金)及び平成 20 年 4 月 18 日(金)の公表概要
事件の概要	当行元行員が、石川支店及び久留米支店(郡山市)に勤務していた期間に、現金の窃取や、お客さまのご預金を着服しました。
着服を行なった期間	平成 17 年 6 月 8 日から平成 20 年 2 月 6 日までの間(2 年 8 か月間)
被害を受けたお客様	9 名のお客様 (内訳)石川支店 :1 名様 久留米支店:8 名様(内法人 1 先)
窃取・着服・一時流用の金額	34,312 千円 (内訳)・当行石川支店内現金の窃取 1,000 千円 ・お客さまのご預金の着服 22,311 千円 ・お客さまのご預金の一時流用 11,001 千円 ・合計金額 34,312 千円
被害実額	23,311 千円
当該者の処分	平成 20 年 2 月 15 日(金)に懲戒解雇しました。
告訴	平成 20 年 4 月 18 日(金)、郡山警察署に告訴しました。

以上